

平成31年3月25日  
「認知症バリアフリー」に関する懇談会

## 超高齢社会における金融機関の役割について

---

三菱UFJ信託銀行株式会社  
執行役員 石崎 浩二

世界に選ばれる、信頼のグローバル金融グループ

 **MUFG** 三菱UFJフィナンシャル・グループ

三菱UFJ銀行

三菱UFJ  
信託銀行

三菱UFJ証券  
ホールディングス

上記3社をはじめ、主要金融分野でトップクラスの企業が一体となりグループを形成

銀行、信託、証券等の各社が、連携・協働することで、最適のソリューションを提供し、  
グループ総合力を発揮

# 信託銀行のビジネスモデル



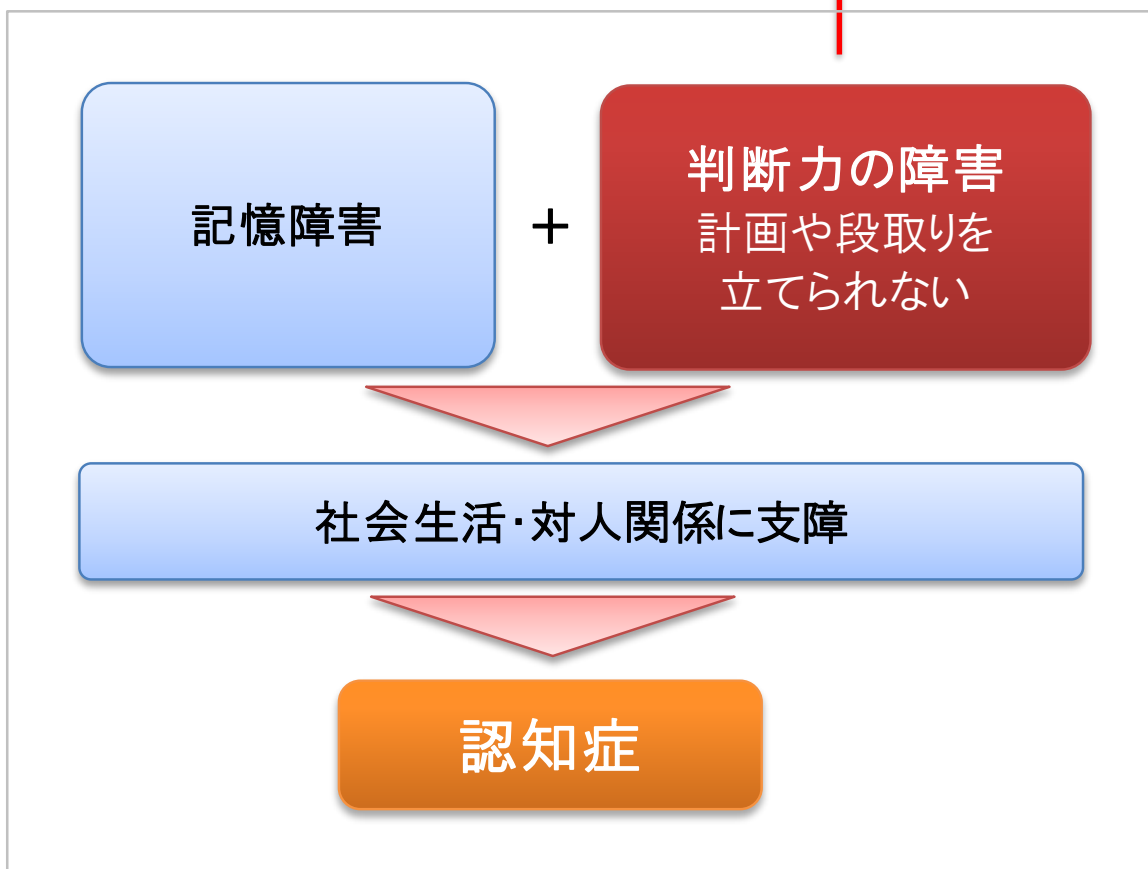
信託銀行 = 「**信託**」 + 「**銀行**」 (手数料 + 利ざや)

お客様との**長期に亘る信頼関係**がベース  
多種多様なニーズに応える**幅広い業務・サービス**を展開

# 1. 課題認識（認知機能低下が資産管理に及ぼす影響）

- 「判断力の障害」は、資産管理における混乱だけでなく、「資産寿命を短縮化」させる恐れあり

【認知症の症状とは】



将来のことを考えずに  
判断してしまう

- ① 将来の備えを使ってしまう
- ② 将来を見据えた資産形成ができない
- ③ 目先の利益を追ってしまう

資産寿命の短縮化

## 2. 認知機能低下に備える信託商品

### 解約制限付信託（みらいのまもり）

#### コンセプト

一定の目的にのみ支払いを行い、判断能力低下に備え、解約を制限する商品

**契約者本人ですえ簡単には解約できない、  
厳重に資金を守れる信託商品**

#### 3つの特徴

- ① **原則解約不可**
  - ・ 原則、本人だけでは中途解約ができない
- ② **使いみちの限定**
  - ・ 老人ホーム等の入居一時金、高額な医療費以外は使用できない
- ③ **専用の口座**
  - ・ 本商品専用の口座で管理

## 2. 認知機能低下に備える信託商品

### ①原則解約不可

原則、本人だけでは  
中途解約ができない

やむを得ず解約する場合

解約理由等を以下の者が確認

① 受益者代理人（3親等以内の親族・弁護士・司法書士から指定）

② 受託者（三菱UFJ信託銀行）

受託者も確認することが  
ポイント！

### ②使いみちの限定

以下2つの目的にのみ支払う

①有料老人ホーム等施設の入居一時金      ②10万円以上の医療費

- 「委託者」または「受益者代理人」の請求により支払
- 当社は、請求書が信託契約に定めた要件（例：「有料老人ホームが発行した請求書」「入居一時金であること」等）を充たしているか確認
- 病院、施設等への直接振込に限定（現金払い不可）

### 3. 金融機関の使命

- 病院に行けない高齢者の変化に気づき、家族や地域につなぐ



病院に行ける高齢者  
(現状に問題意識がある人)

「私は大丈夫」

病院に行けない高齢者

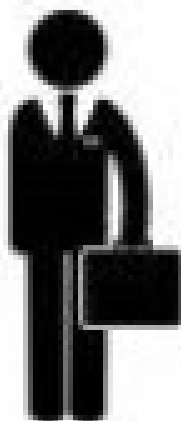
高齢者の変化（問題点）に気づき、  
家族、専門家、地域につなぐ

金融機関の使命

## 4. 金融機関の共通課題

- 高齢者の認知能力にかかわらず「高齢者を一律に捉えた対応」を取っている

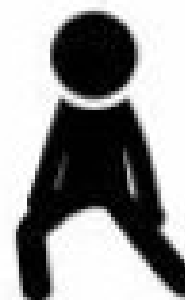
金融機関



一律の対応

- (例)
- ・80歳以上にはセールスしない
  - ・80歳未満には認知能力にかかわらず同じ商品を案内する

高齢者



高

認知能力

低



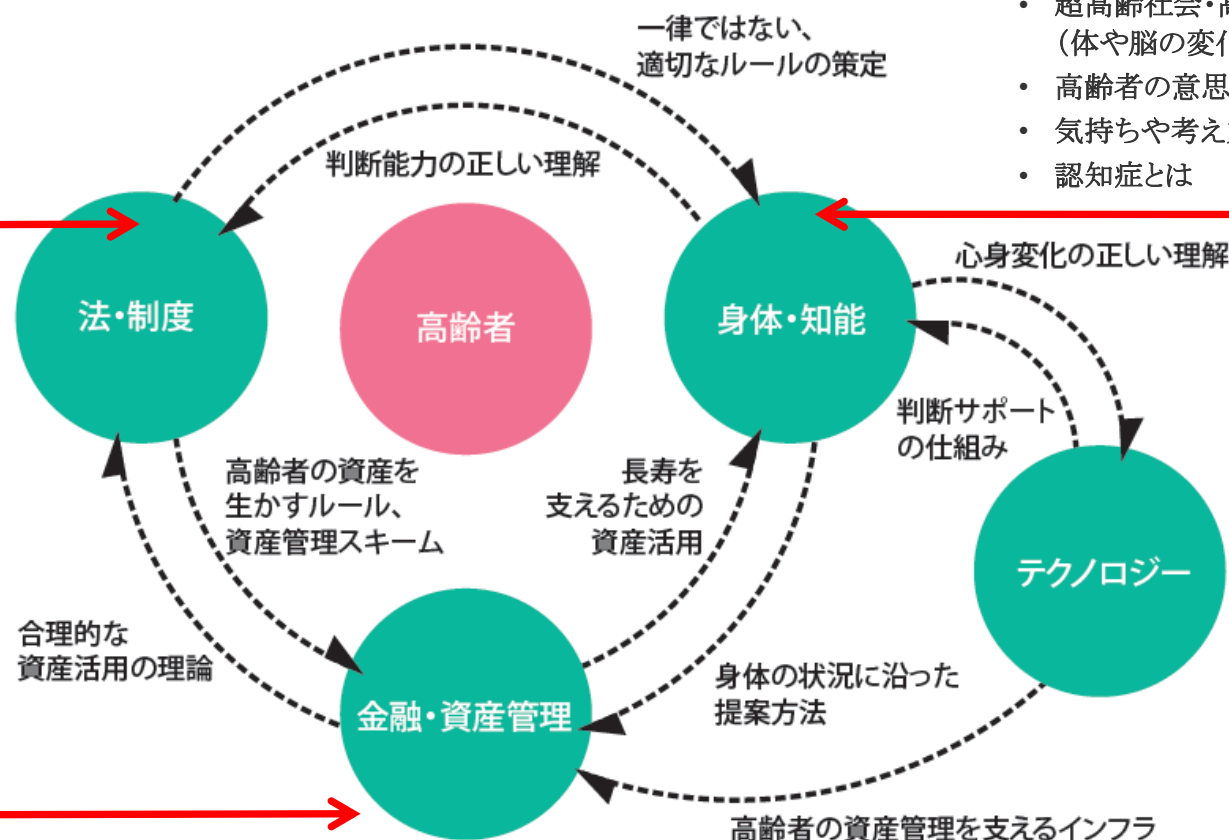
## 5. 金融ジェロントロジーに関する取り組み

### ➤ 「高齢者に寄り添ってアドバイスができる担い手」に求められる知見を身に付ける

#### 研修プログラムがカバーすべき範囲と現在の研究から見た講義の例

- 資産にかかる法・制度  
(成年後見、家族信託など)
- 高齢者を支える社会保障制度

- 超高齢社会・高齢者・老化について  
(体や脳の変化)
- 高齢者の意思決定能力
- 気持ちや考え方の変化
- 認知症とは



- 高齢者とお金
- 高齢者の資産管理

出典：金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第15回) 駒村委員提出資料

## 6. 日本金融ジェロントロジー協会の設立

- 一般社団法人を設立し、日本全体の取り組みとして、担い手を育成  
(慶応義塾大学、野村ホールディングス、三菱UFJ信託銀行による産学連携の取り組み)



出典：金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第15回） 駒村委員提出資料